

施策 No.25 道路交通網の整備										基本計画 掲載頁	98～99
総合評価	C：進捗が遅れた	今後の 方向性	Ⅱ：一部見直し等 の余地がある	施策展開の評価数		A	1	B	3	C	3
				(参考)事務事業評価の実施状況		A	0	B	3	C	1
成果	歩行者の安全性や快適性に配慮し、道路の拡幅や歩道の確保を新座市道路整備基本計画に基づいて計画的に進め、安全な道路環境づくりに取り組んだ。			成果・課題を 踏まえた今後の 対応方針	道路環境の改善・整備を進めつつ、都市計画道路保谷朝霞線、放射7号線、東村山足立線の幹線道路の整備について、埼玉県と連携を図っていく。 また、東久留米志木線の整備に向け、令和6年度から基本設計などを進めていく。						
課題	道路の無電柱化や自転車通行空間の整備については、調査・研究の結果を踏まえ、検討を進めていく必要がある。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 道路環境の改善・整備		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）		所管課
1	交通手段にかかわらず、誰もが安全で快適に使用できる道路整備を推進します。また、安全、防災、景観において効果の高い無電柱化の検討や街路樹の整備を進めます。	B	・東久留米志木線（本多工区）において、歩行者及び自転車通行との分離及び無電柱化について、令和 7 年度の基本設計の完了に向けて関係機関と協議を進めている。 ・無電柱化の推進については、莫大な費用がかかることや電気事業者などの調整に多大な時間がかかるため、近隣住民への負担や不利益を被る課題があるが、安全で円滑な交通の確保、都市景観の向上を図るため、先進事例の情報収集をしながら調査研究を行った。		道路管理課 道路河川課
2	歩行者の安全性や快適性に配慮し、道路の拡幅や歩道の確保を計画的に進め、安全な道路環境づくりに取り組みます。また、市民の利用状況に合わせ、自転車通行空間の整備をするなど、自転車や車いす、新たなモビリティ（交通手段）等の利用にも配慮した整備に努めます。	B	・市道第 7 1 0 4 号線及び市道第 1 1 8 号線（前原橋通り）について、歩道用地等を取得した。 ・自転車通行空間の整備等について、東久留米志木線（本多工区）において検討を進めている。		道路管理課 道路河川課
(2) 幹線道路の整備		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）		所管課
3	都市計画道路保谷秋津線、ひばりヶ丘片山線については関係機関と調整しながら整備を推進するとともに、東久留米志木線については整備を進めます。	C	・保谷秋津線について、事業期間は令和 7 年度までとなっているが、用地取得率が約 1 3 % のため、事業期間の延伸検討せざるを得ない状況である。 ・東久留米志木線及びひばりヶ丘片山線については令和 7 年度の事業認可取得を目指していく。		道路管理課
		C	・都市計画道路東久留米志木線基本設計業務委託については、県警本部との協議に想定以上の時間を要したため、繰り越しとなった。今後は、令和 1 3 年の工事着手に向けて関係各課等との調整を適時行っていく。		道路河川課
4	都市計画道路保谷朝霞線、放射 7 号線、東村山足立線などの早期整備について、県に要請・協力します。	B	・都市計画道路保谷朝霞線、放射 7 号線、東村山足立線の早期整備について埼玉県に対し要請した。 ・街路事業費の負担及び一部区間について、交渉業務の一部を受託するなど、積極的な協力も図っている。		道路管理課
5	関越自動車道へのスマートインターチェンジの設置に向け、調査検討を進めます。	C	・スマートインターチェンジについては、直接の接続先となる都市計画道路保谷朝霞線(県事業)が都市計画変更を予定しており、設置位置の検討が進まなかったことから、まちづくりの検討も進められなかった。 ・都市計画道路保谷朝霞線の都市計画変更手続完了後においては、概略の位置検討と併せて、スマートインターチェンジの設置に向けたまちづくりについて調査研究を進めていく。		都市計画課
6	都市計画道路保谷朝霞線の整備の進捗に合わせた、道場地区におけるまちづくりの在り方について検討します。	A	・地権者相談会を開催し、あわせて戸別訪問等によりまちづくりについての意向を伺った。 ・「何らかのまちづくりの検討を進めたい」との声があったため、地権者主体の組織である発起人会を地権者有志で発足させた。 ・発起人会に対しても引き続き支援するため、まちづくりについての勉強会や戸別訪問を実施した。		都市計画課

施策の K P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回る指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	目標値	令和 6 年度時点 達成度	所管課
都市計画道路整備率	16%	16%	16%				82%	C	道路管理課

※市の都市計画道路事業 3 路線（①保谷秋津線②ひばりヶ丘片山線③東久留米志木線）について道路整備はひばりヶ丘片山線が48%の整備率で他の 2 路線は用地交渉中で整備に至っていないことから総体とすると16%の整備率になる。
※道路整備率という観点から鑑みると目標を下回っているためCとします。